

# 平成29年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実施要領

平成29年8月3日  
公益社団法人北海道トラック協会

## 第1 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がる事が多く、特に、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

また、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているが、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、公益社団法人全日本トラック協会を中心にして、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開している。

## 第2 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、平成29年9月1日(金)から10月31日(火)までの2ヵ月間を「自動車点検整備推進運動月間」とし、特に重点をおいて実施する。

## 第3 実施内容と周知方策

### 1 重点実施項目

(1) 「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌(紙)やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

#### (重点点検項目)

点検箇所		点検時期	
		3ヵ月点検	12ヵ月点検
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左

- (2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」  
黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。
- (3) 「D P F (黒煙除去フィルタ)等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」  
確実な定期点検の実施、D P Fに堆積したアッシュ(灰分)の定期的な点検・清掃、低流黄軽油(S 1 0)の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、D P F装着車両の正しい使用方法についての周知を図る。

## 2 周知方策

- (1) 北ト協において、北ト協機関紙「トラックレポート」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) ファックス通信により全会員事業所へ周知徹底を図る。
- (3) 適正化事業実施本部(7事務所)における事業者巡回指導の際、本運動の啓発・指導を実施する。

以上